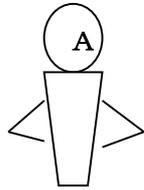


個人事業と法人の違い（社長の給料）

個人事業主の、Aさんの場合

今月の売上	100万円
今月の経費	△ 50万円
差引	50万円



私の給料は、経費ではありません。
生活費は売上から経費を引いた後に残った分から、**必要なだけ取っています。**

この50万円に税金がかかる！

事業で得た利益はすべて、Aさん個人のもの。

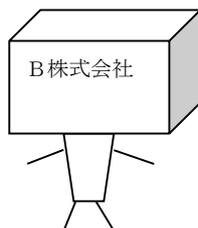
先月の生活費は20万円引き出したのに、今月は50万円も引き出すなど不規則な形でも**利益すべてが社長（個人事業主）のもの**、なので全く問題ありません。

そのかわり、**社長（個人事業主）の給料は経費に入れずに、利益を計算します。**

その利益に、所得税という税金がかかるのです。

自分で会社を設立した、Bさんの場合

今月の売上	100万円
社長の給料	△ 20万円
今月の経費	△ 50万円
差引	30万円



(給与明細)
給与20万
社保▲××
税金▲××
手取り ××



私の給料は会社の経費の一部。
毎月一定の給料を会社から受取っています。

この30万円に税金がかかる！

ここにも税金が！

事業で得た利益は、**会社のもの**。社長といえども、勝手にはできません。

例えば、今月は生活費が足りないからといって、会社の口座から給料とは別に5万円を引き出した場合、Bさんはその5万円を会社に返さないといけません。

会社の利益は、会社のもの。社長個人のものではないのです。

そのかわり、**社長の給料は「事業を行う上での経費」として、利益を計算します。**

会社の利益には法人税という税金、社長個人の給料には所得税という税金がかかります。